

Weekly Report

第582号
令和2年12月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

令和3年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎住宅ローン控除の特例の延長……住宅の取得等に係る消費税率が10%の場合に控除期間が13年間となる特例措置について、*令和4年末までの入居者を対象とする、*合計所得金額1千万以下の方に対する床面積の要件を40㎡以上に引下げます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充……直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、*令和3年末まで最大1500万円の非課税枠を据え置く、*受贈者の合計所得金額が1千万以下の場合は床面積要件を40㎡以上に引下げます。

◎教育資金に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し……直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了前に贈与者が亡くなった場合の残額は、死亡前3年以内の贈与に限らず相続税の課税対象(受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く)とし、受贈者が孫等である場合には相続税額の2割加算が適用されます。

◎結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し……直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、贈与者が亡くなった場合の残額(相続財産に加算)は、受贈者が孫等である場合に相続税額の2割加算が適用されます。

◎勤続年数5年以下の退職所得課税の見直し……役員等ではない勤続年数5年以下の方の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分には1/2課税が適用されません。

◎土地の固定資産税等の据置措置……令和3年度の評価替えで課税額が上がる土地の税額を据置きます。

令和元年分の相続税の申告割合は8.3%

国税庁によると、令和元年分における被相続人数(亡くなった方)は約138万人で、そのうち相続税の課税対象となったのは約11万5千人となり、課税割合は8.3%でした。

また、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格(相続財産価額から債務・葬式費用を控除し、相続前3年以内の贈与財産等を加算)は1億3694万円、税額は1714万円となっています。

なお、相続税は被相続人から相続等により取得した財産の価額が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人数)を超える場合に課税対象となりますが、遺産をめぐる争いは課税の有無に関係なく起こるので、事前の準備が重要となります。

持続化給付金や家賃給付金の申請期限

新型コロナの影響により売上が一定以上減少した事業者に対して実施されている「持続化給付金」や「家賃支援給付金」は、本年12月までの売上を対象としており、申請期限は来年1月15日までとなっています。

これらの給付金は期限までに申請の受付が完了したものが対象となりますが、売上対象月が12月の場合で必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある場合は、1月31日まで書類の提出が受けられます。